高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷（全身性のものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削痩及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）

別表第十一（第三十三条関係）

疾病又は異常	部分
（略）	（略）
トキソプラズマ症を除く原虫病（全身にまん延しているものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十四号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

（と畜場法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前にされたこの省令による改正前のと畜場法施行規則別表第四に規定する、水胞性口炎、ブルセラ病、結核病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、豚水胞病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎・脳脊髄炎又は豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のと畜場法施行規則別表第四に規定する水疱性口内炎、ブルセラ症、結核、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、豚水疱病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ヘンドラウイルス感染症、トキソプラズマ症、山羊関節炎・脳炎又は豚テシオウイルス性脳脊髄炎に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前にされたこの省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定する、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、トキソプラズマ病、結核病又はブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定するピロプラズマ症、アナプラズマ症、トリパノソーマ症、トキソプラズマ症、結核又はブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前にされたこの省令による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則別表第七、第十及び第十一に規定する、トキソプラズマ病、家きんサルモネラ感染症、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病又はあひる肝炎に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則別表第七、第十及び第十一に規定する、トキソプラズマ症、家きんサルモネラ症、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症又はあひるウイルス性肝炎に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

○経済産業省令第六十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、石油製品需給動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

石油製品需給動態統計調査規則の一部を改正する省令

石油製品需給動態統計調査規則（平成二十年経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査票の様式）	（調査の方法）
第六条　石油製品調査は、経済産業大臣が定める石油製品製造業者・輸入業者月報（以下「調査票」という。）の様式によって行う。	**第六条**　石油製品調査は、石油製品製造業者・輸入業者月報（以下「調査票」という。）によって行う。
2　経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。	2　調査票の様式は、経済産業大臣が告示で定める。

熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷（全身性のものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削痩及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）

別表第十一（第三十三条関係）

疾病又は異常	部分
（略）	（略）
トキソプラズマ病を除く原虫病（全身にまん延しているものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
（略）	（略）